

大村市移住支援金交付要綱

令和2年4月1日

告示第77号の3

(趣旨)

第1条 市は、本市への移住及び定住の促進に資するため、予算の定めるところにより、新たに東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。以下同じ。）から自己の意思により移住した就業者等に対し、大村市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県が定める移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領（平成31年4月26日付け31地づ第59号。以下「県要領」という。）、大村市補助金等交付規則（昭和42年大村市規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条件不利地域 次に掲げるいずれかの地域を含む市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。）の地域をいう。
 - ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村
 - ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
 - エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域
- (2) 移住者 平成31年4月26日以後に、本市に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入（以下「転入」という。）をした者（第5条の申請書を提出した日（以下「申請日」という。）において、本市への

転入後３月以上１年以内の者に限る。）であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。この場合において、東京圏のうち条件不利地域を含む市町村を除く市町村に住所を有しつつ、東京都の特別区内の大学等に通学し、東京都の特別区内に通勤（事業主に雇用されていた者にあつては、事業に係る雇用保険の被保険者として就労するための通勤に限る。以下この号において同じ。）をしていた者については、当該通学の期間を次のア及びイに規定する通勤の期間に換算することができる。

ア 本市に転入をする直前の１０年間のうち通算して５年以上、東京都の特別区内に住所を有していたこと又は東京圏のうち条件不利地域を含む市町村を除く市町村に住所を有し、かつ、東京都の特別区内に通勤をしていたこと。

イ 本市に転入をする直前に連続して１年以上、東京都の特別区内に住所を有していたこと又は東京圏のうち条件不利地域を含む市町村を除く市町村に住所を有し、かつ、本市に転入をした日の３月前の日から当該転入をした日の前日までのいずれかの日において連続して１年以上、東京都の特別区内に通勤をしていたこと。

(3) 就業者 県要領第５の２の(1)のマッチングサイトに掲載されている求人に当該掲載の日以後に応募したことにより、県要領第５の２の(2)に規定する対象法人（移住者の３親等以内の親族が代表者その他経営を担う職務を務めている法人を除く。）と新たに１週間当たりの勤務時間が２０時間以上の期間の定めのない雇用契約を締結し、かつ、当該雇用契約に基づき、長崎県内で３月以上継続して勤務している者をいう。

(4) 創業者 県要領第６に規定する創業支援金の交付の決定を受けたものをいう。

(5) 専門人材該当者 まち・ひと・しごと創生法（平成２６年法律第１３６号）第８条のまち・ひと・しごと創生総合戦略によるプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業により、新たに１週間当たりの勤務時間が２０時間以上の期間の定めのない雇用契約を締結し、かつ、当該雇用契約に基づき、長崎県内で３月以上継続して勤務（転勤、出向等による勤務地の変更及び目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクト等への参加による勤務を除く。）をしている者をいう。

(6) テレワーク実施者 勤務先からの命令ではなく、自己の意思により本市に転入

し、かつ、本市を生活の本拠とし、当該転入前の業務をテレワークにより引き続き行う者（勤務先から、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金（これに類すると市長が認めるものを含む。）をもって充てる地方公共団体の補助金等による資金の提供を受けた者を除く。）をいう。

(7) 関係人口該当者 本市やその地域住民と関わりを有する者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 別表第 1 に掲げる関係人口に関する要件のいずれかに該当すること。

イ 別表第 2 に掲げる就業に関する要件のいずれかに該当すること。

（交付対象者）

第 3 条 移住支援金の交付の対象となる者（次条において「交付対象者」という。）は、次の全ての要件を満たす移住者とする。

- (1) 就業者、創業者、専門人材該当者、テレワーク実施者又は関係人口該当者であること。
- (2) 申請日から 5 年以上継続して市内に住所を有する意思を有する者であること。
- (3) 就業者、専門人材該当者及び関係人口該当者（別表第 2 の 1 の項に掲げる要件に該当する者に限る。）にあつては、申請日から 5 年以上継続して当該勤務先に勤務する意思を有する者であること。
- (4) 日本国籍を有する者又は外国籍を有し、かつ、永住者、日本国籍を有する者の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。
- (5) 市税を滞納していない者であること。
- (6) その他市長が移住支援金の対象として不適当と認める者でないこと。

（移住支援金の額等）

第 4 条 移住支援金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 交付対象者及び交付対象者と同一の世帯に属する者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は大村市暴力団排除条例（平成 2 4 年大村市条例第 1 7 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者に限る。）の数が 2 以上である場合 1 0 0 万円（交付対象者と同一の世帯に属する者が 1 8 歳未満の場合にあつては、当該額

に、当該 18 歳未満の者 1 人につき 100 万円を加算した額)

(2) 前号に掲げる場合以外るとき 60 万円

- 2 前項第 1 号に掲げる場合においては、交付対象者と同じの世帯に属する者のうち 1 人以上の者は、交付対象者が本市に転入をした日の前から引き続き、当該交付対象者と同じの世帯に属している者でなければならない。

(交付の申請)

第 5 条 規則第 5 条の規定により、移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第 1 号による申請書に次に掲げる書類を添え、又は提示（別表第 1 の 11 の項及び 12 の項に掲げる書類等に限る。）をして、市長に提出しなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関が発行した写真付きの身分証明書その他の申請者が本人であることを確認するに足りる書類の写し
- (2) 本市に転入をした日以後に交付された住民票の写し（前条第 1 項第 1 号に掲げる場合は、世帯全員のもの）
- (3) 戸籍の附票の写しその他の移住者の要件（住所に関するものに限る。）を満たすことを証明する書類（前条第 1 項第 1 号に掲げる場合は、世帯全員のもの）
- (4) 東京都の特別区内に通勤していたこと及び当該雇用保険の被保険者であったことを証明する書類（申請者が東京都の特別区内に通勤していた場合に限る。）
- (5) 東京都の特別区内に通学していた期間を証明する書類（第 2 条第 2 号後段の規定により期間の換算をする場合に限る。）
- (6) 勤務地、勤務の開始年月日その他市長が必要と認める事項を証明する書類（申請者が就業者、専門人材該当者、テレワーク実施者又は関係人口該当者である場合に限る。）
- (7) 県要領第 6 に規定する創業支援金の交付決定通知書の写し（申請者が創業者である場合に限る。）
- (8) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (9) 別表第 1 に掲げる提出書類等及び別表第 2 に掲げる提出書類（申請者が関係人口該当者である場合に限る。）

- 2 移住支援金の交付の申請は、1 世帯当たり 1 回とする。

(交付の条件)

第6条 規則第7条の規定により次に掲げる事項は、市長が移住支援金の交付を決定する場合に付する条件となるものとする。

- (1) 市長が必要があると認めるときは、申請者に対し、報告を求めること又は立入調査を実施することを了承すること。
- (2) 虚偽の申請等をしたとき、申請日から5年以内に本市から転出をしたとき、申請日から1年以内に当該申請に係る対象法人に勤務する者でなくなったとき（申請者が就業者である場合に限る。）、県の創業支援金の交付決定を取り消された場合（申請者が創業者である場合に限る。）その他この要綱及び県要領の規定に違反したときは、市長の定めるところにより移住支援金を返還すること。ただし、傷病、災害、勤務先の倒産等の理由により、やむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

（移住支援金の支払）

第7条 移住支援金の交付決定の通知を受けた者は、移住支援金の支払を受けようとするときは、請求書に移住支援金の交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出するものとする。

（状況報告）

第8条 移住支援金の交付を受けた者（就業者に限る。）は、申請日から1年を経過する日の翌日から起算して30日以内に様式第2号による就業証明書を市長に提出しなければならない。

- 2 移住支援金の交付を受けた者は、第6条第2号本文に規定するときに該当する場合は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（交付手続の省略）

第9条 規則第24条の規定により、規則第13条の規定による状況報告、規則第15条第1項の規定による実績報告書の提出及び規則第16条の規定による移住支援金の額の確定の手続は、省略するものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第67号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第2号後段及び同号ア並びに第3条の規定は、令和3年2月26日以後に本市に転入をした者の申請に係る移住支援金について適用する。

附 則（令和4年6月30日告示第130号の2）

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大村市移住支援金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後に本市に転入をした者の申請に係る移住支援金について適用する。

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第1項第1号の規定は、令和5年4月1日以後に本市に転入をした者の申請に係る移住支援金について適用する。

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大村市移住支援金交付要綱の規定に基づき、大村市移住支援金の申請に係る相談、協議等の準備行為を行った者（市長が必要と認めた者に限る。）に係る大村市移住支援金の交付については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 条、第 5 条関係）

関係人口に関する要件		提出書類等
1	申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者について、出生地が市内であること又は移住者として本市に転入をする前に本市に住所を有したことがあること。	母子健康手帳の写し又は戸籍の附票の写しその他出生地が市内であること又は移住者とし本市に転入をする前に本市に住所を有したことを証明する書類
2	申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者が市内の学校に在学していたこと。	卒業証書その他の在学していたことが確認できる書類
3	申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者が市内の事業所に勤務したことがあること。	雇用保険離職票の写しその他の勤務したことが確認できる書類
4	過去 5 年以内に本市にふるさとづくり寄附をしたことがあること。	寄附金受領証明書その他のふるさとづくり寄附をしたことが確認できる書類
5	長崎県の企業及び団体が市内で行う事業への寄附その他の支援を行ったことがあること。	領収書その他の寄附等を行ったことが確認できる書類
6	市内の学校、企業、特定非営利活動法人等と協働で事業を行ったことがあること。	契約書その他の事業の概要及び当該事業を協働で行ったことが確認できる書類
7	市内の特定非営利活動法人の社員その他の会員であること。	会員名簿その他の特定非営利活動法人の会員であることが確認できる書類
8	本市の観光に関する情報発信及び親善交流を行うことを目的として任命された者であること。	任命されたことが確認できる書類
9	過去 3 年間で 3 回以上、観光その他の目的で、市内で宿泊したことがあること。	領収証その他の宿泊したことが確認できる書類
10	市内を本拠地とする芸術、文化、スポーツの団体等に 1 年以上所属していること。	団体等に 1 年以上所属していることが確認できる書類
11	おおむら暮らしサポーター（本市からイベントその他の本市に関する情報の提供を受け、当該情報の発信、活用等を行う者をいう。以下同じ。）として 1 年以上登録していること。	おおむら暮らしサポーターとして 1 年以上登録していることが確認できるもの

1 2	本市が実施する大村～つながるプロジェクトその他の本市の関係人口に関する施策に参加したことがあること。	本市の関係人口に関する施策に参加したことが確認できるもの
-----	--	------------------------------

別表第 2（第 2 条関係）

就業に関する要件		提出書類
1	就業先が長崎県内に所在し、当該就業先に就業から 3 月以上継続して勤務していること。	就業証明書
2	申請日の 1 年前の日後に長崎県内での個人事業の開業若しくは法人の設立又は長崎県内への法人の移転を行い、かつ、引き続き当該個人又は法人の事業活動を行っていること。	個人事業の開業届又は法人設立届書の写し（法人の移転にあつては、所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書又は異動届出書の写し）
3	申請日の 1 年前の日後から長崎県内において新規で農林水産業に就業している者（就業に関し他の補助金等の交付を受けている者又は受ける予定の者を除く。）であること。	当該就業が確認できる書類

大村市長 様

大村市移住支援金交付申請書

大村市移住支援金（以下「移住支援金」という。）の交付を受けたいので、大村市補助金等交付規則第 5 条の規定により、関係書類を添え、次のとおり申請します。

1 申請者

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付け、2 人以上の世帯の場合は人数を記入してください。）

世 帯	単 世	身 帯	2 人以上の 世 帯	同時に移住した世帯員の人数 （1 の申請者は含まない。）		人
				上記世帯員の人数のうち 18 歳未 満の者の人数		人
種 別	就 業		創 業	専 門 人 材	テレワーク	関 係 人 口

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※

別紙「移住支援金誓約事項」に記載された内容 について	A 誓約する。		B 誓約しない。	
移住支援金の交付申請日から 5 年以上継続して 大村市に住所を有する意思について	A 意思がある。		B 意思がない。	
（就業、専門人材又は関係人口（別表第 2 の 1）の場合に記載） 5 年以上継続して勤務をする意思について	A 意思がある。		B 意思がない。	
（就業の場合のみ記載） 対象法人の代表者その他経営を担う者との関係	A 3 親等以内の親 族に該当しない。		B 3 親等以内の親 族に該当する。	
（創業の場合のみ記載） 創業をする意思について	A 意思がある。		B 意思がない。	
（テレワークの場合のみ記載） 大村市への移住の意思について	A 自己の意思であ る。		B 勤務先からの命 令である。	

※ 各種確認事項の B に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転入前の住所

住所	〒
----	---

5 勤務履歴※

勤務期間（年月日～年月日）	勤務先名称	勤務先所在地

※ 東京圏の市町村（条件不利地域を含む市町村を除く。以下同じ。）に住所を有していた場合において、転入をする直前の１０年間のうち通算５年以上、東京都の特別区内へ通勤していた当該勤務履歴を記載してください。なお、東京都の特別区内に通勤していたこと及び当該雇用保険の被保険者であったことを証明する書類の提出が必要となります。

6 通学履歴※

期間（年月日～年月日）	大学等名称	大学等所在地

※ 東京圏の市町村に住所を有し、かつ、東京都の特別区内の大学等に通学していた履歴を記載してください。なお、東京都の特別区内に通学していた期間を証明する書類の提出が必要となります。

7 移住後の勤務状況（テレワークの場合のみ記載）

勤務先名称（所属部署）	（ ）
勤務先所在地	〒
通勤頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 ／ その他（ ）

(別紙)

移住支援金誓約事項

- 1 市から、移住支援金に係る状況の報告を求められた場合は、それに応じます。
- 2 次に掲げる場合には、県の移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領第5の1の(2)及び大村市補助金等交付規則第20条の規定に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を移住支援金の額に乗じて得た額を市に返還します。
 - (1) 次のアからエまでのいずれかに該当すると認めるとき。 10分の10
 - ア 虚偽の申請等をしたとき。
 - イ 移住支援金の申請日から3年未満で本市から移住支援事業を実施していない長崎県内の市町又は県外の市町村に転出したとき。
 - ウ 移住支援金の申請日から1年以内で当該申請に係る勤務先に勤務する者でなくなったとき。
 - エ 県の創業支援金の交付決定を取り消されたとき。
 - (2) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から移住支援事業を実施していない長崎県内の市町又は県外の市町村に転出したとき。 2分の1
 - (3) 移住支援金の申請日から3年未満で本市から移住支援事業を実施している長崎県内の市町に転出したとき。 4分の1
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から移住支援事業を実施している長崎県内の市町に転出したとき。 8分の1
 - (5) その他この要綱及び県要領の規定に違反したとき。 市長の定める割合
- 3 移住支援事業の実施状況の報告等のために必要がある場合は、申請者の個人情報を市が国及び県に提供することに同意します。
- 4 移住支援金の交付に当たり、市が住民基本台帳の情報及び市税の納付状況を確認することに同意します。